「バラスト水」とは、船舶の縦傾斜、横傾斜、喫水、復原性又は応力を制御するため、懸濁物質と共に船舶に取り入れられた水をいう。

「バラスト水管理」とは、バラスト水及び沈殿物の中の有害な水生生物及び病原体を除去し、若しくは無害化し、又はこれらの取入れ若しくは排出を回避するための機械的、物理的、化学的若しくは生物学的過程又はこれらの組合せをいう。

「証書」とは、国際バラスト水管理証書をいう。

「委員会」とは、機関の海洋環境保護委員会をいう。

「条約」とは、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約をいう。

「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。

「有害な水生生物及び病原体」とは、水生生物又は病原体であって、海洋（河口を含む。）又は淡水域に導入された場合には、環境、人の健康、財産若しくは資源に危険をもたらし、生物の多様性を損ない、又は他の適法な水域の利用を妨げるものをいう。

「機関」とは、国際海事機関をいう。

「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

「沈殿物」とは、船舶内のバラスト水から沈殿した物質をいう。

「船舶」とは、水環境において運航する全ての型式の船舟類をいい、潜水船、浮遊機器、浮体式プラットフォーム、浮体式貯蔵施設（ＦＳＵ）及び浮体式生産貯蔵・取卸施設（ＦＰＳＯ）を含む。

第二条　一般的義務

1　締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、最小にし、及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施することを約束する。

2　附属書は、この条約の不可分の一部を成す。「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

3　この条約のいかなる規定も、いずれかの国が単独で又は他の締約国と共同して、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、軽減し、又は除去することについて、国際法に適合する範囲内で一層厳しい措置をとることを妨げるものと解してはならない。

4　締約国は、この条約の有効な履行、遵守及び実施のために協力するよう努める。

5　締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、最小にし、及び究極的に除去するため継続的なバラスト水管理の開発及び基準の作成を奨励することを約束する。

6　この条約に従って行動する締約国は、自国又は他国の環境、人の健康、財産若しくは資源が損なわれ、又はこれらに害を与えることのないよう努める。

7　締約国は、この条約を遵守するために行われるバラスト水管理の実施が、自国又は他国の環境、人の健康、財産又は資源について防止する損害よりも大きな損害を引き起こさないことを確保すべきである。

8　締約国は、自国を旗国とする船舶であってこの条約の適用を受けるものに対し、潜在的に有害な水生生物及び病原体並びにそのような生物が含まれる可能性がある沈殿物を含むバラスト水の取入れを実行可能な限り回避すること（機関が作成する勧告の適切な実施の促進を含む。）を奨励する。

9　締約国は、バラスト水管理に関し、いずれの国の管轄にも属さない区域における影響を受けやすい、被害を受けやすい又は脅威にさらされている海洋生態系及び生物の多様性に対する脅威及び危険に対処するため、機関の下で協力するよう努める。

第三条　適用

1　この条約は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、次のものについて適用する。

(a)　締約国を旗国とする船舶

(b)　締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているもの

2　この条約は、次のものについては適用しない。

(a)　バラスト水を積載するように設計されておらず、又は建造されていない船舶

(b)　一の締約国の船舶であって当該締約国の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの。ただし、当該締約国が、そのような船舶からのバラスト水の排出が自国又は近隣の国若しくは他国の環境、人の健康、財産若しくは資源を損ない、又はこれらに害を与えることとなると判断する場合は、この限りでない。

(c)　一の締約国の船舶であって他の締約国の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの。ただし、そのような除外については、当該他の締約国の許可を条件とする。締約国は、当該許可を与えることにより自国又は近隣の国若しくは他国の環境、人の健康、財産若しくは資源を損ない、又はこれらに害を与えることとなる場合には、当該許可を与えてはならない。当該許可を与えない締約国は、この条約が当該船舶について適用される旨を当該船舶の主管庁に通報する。

(d)　一の締約国の管轄の下にある水域及び公海においてのみ運航されている船舶（(c)の規定に従って許可を与えられていない船舶を除く。）。ただし、当該締約国が、そのような船舶からのバラスト水の排出が自国又は近隣の国若しくは他国の環境、人の健康、財産若しくは資源を損ない、又はこれらに害を与えることとなると判断する場合は、この限りでない。

(e)　軍艦、軍の補助艦又は締約国が所有し、若しくは運航する他の船舶であって政府の非商業的業務にのみ使用しているもの。ただし、締約国は、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。

(f)　船舶における密封タンク内の恒久的なバラスト水であって排出することのないもの

3　締約国は、この条約の締約国でない国の船舶に対し、一層有利な取扱いがそれらの船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じてこの条約の規定を適用する。

第四条　船舶のバラスト水及び沈殿物による有害な水生生物及び病原体の移動の規制

1　締約国は、この条約が適用される船舶であって、自国を旗国とするもの又は自国の権限の下で運航されているものがこの条約に定める要件（この条約の附属書に定める関係基準及び関係要件を含む。）に適合するよう要求し、並びにこれらの船舶が当該要件に適合することを確保するため効果的な措置をとる。

2　締約国は、その個々の状況及び能力に妥当な考慮を払い、その管轄の下にある港及び水域におけるバラスト水管理のための国内政策、戦略又は計画であって、この条約の目的に合致し、かつ、その達成を促進するものを立案する。

第五条　沈殿物の受入施設

1　締約国は、バラスト・タンクの洗浄又は修理が行われる港及び係留施設であって当該締約国が指定するものにおいて、沈殿物を受け入れるための十分な施設が、機関が作成する指針を考慮して設けられることを確保することを約束する。そのような受入施設は、船舶に不当な遅延を生じさせずに運用されるものとし、当該沈殿物の安全な処理であって、自国又は他国の環境、人の健康、財産若しくは資源を損なわず、又はこれらに害を与えないものを提供するものとする。

2　締約国は、1の規定によって設けられる施設が不十分であるとの申立てがあった場合には、その全ての申立てを機関に通報するものとし、機関は、当該申立てを他の関係締約国に通報する。

第六条　科学的及び技術的研究並びに監視

1　締約国は、単独で又は共同して、次のことに努める。

(a)　バラスト水管理に関する科学的及び技術的研究を促進し、及び容易にすること。

(b)　自国の管轄の下にある水域においてバラスト水管理の影響を監視すること。

2　これらの研究及び監視には、技術又は方法の実効性及び悪影響並びに船舶のバラスト水により移動したことが確認された生物及び病原体によって引き起こされる悪影響に関する観察、測定、試料採取、評価及び分析を含めるべきである。

2　締約国は、この条約の目的を達成するため、次の事項に関連する情報を要請する他の締約国がそれらの情報を利用することができるようにすることを促進する。

(a)　バラスト水管理に関して実施される科学的及び技術的計画並びに技術的措置

(b)　監視及び評価の計画から推論されるバラスト水管理の実効性